4　処分の原因となった事実　平成22年７月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コクヨ中国販売株式会社　宮川　欣也　広島県広島市中区中町８―12　国土交通大臣許可（般―18）第19512号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　豊国工業株式会社　金谷　俊宗　広島県東広島市西条町御薗宇6400―３　国土交通大臣許可（般・特―19）第1373号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セントレックス中国株式会社　谷口　正人　広島県広島市西区南観音６―１―29　国土交通大臣許可（般―18）第21864号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社冷研　中野　勝廣　山口県下関市長府扇町４―30　国土交通大臣許可（般・特―18）第9866号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　蜂谷工業株式会社　蜂谷　泰祐　岡山県岡山市北区鹿田町１―３―16　国土交通大臣許可（般・特―19）第2652号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三興建設株式会社　越智　　剛　広島県広島市安佐北区安佐町久地563―７　国土交通大臣許可（般・特―18）第19137号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年７月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビルック　住田　好廣　広島県広島市東区光町２―６―34　国土交通大臣許可（特―20）第22787号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

## 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２２年（家）第２１０号**

鳥取県鳥取市永楽温泉町401番地
申立人　鈴木　　英
本籍熊本県熊本市春日３丁目893番地、最後の住所鳥取市永楽温泉町367番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成21年12月27日、出生の場所熊本県八代郡上松求麻村、出生年月日大正７年４月５日、職業無職
被相続人　亡　茂岡フミヨ
鳥取市西品治295番地Ｂ101
相続財産管理人　本郷　貴大

鳥取家庭裁判所

**平成２２年（家）第３３０号**

鳥取市浜坂６丁目２番20号
申立人　小椋奈智子
本籍鳥取県鳥取市浜坂６丁目２番、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成20年８月10日、出生の場所鳥取市鹿野町35番地、出生年月日昭和21年３月10日、職業販売業
被相続人　亡　小椋　　節
鳥取市西町１丁目104番地
相続財産管理人　中本　　尚

鳥取家庭裁判所

**平成２２年（家）第１７１２号**

岡山市北区春日町６―10　エスプローネ春日町公園302
申立人　建道　友香
本籍東京都中央区日本橋浜町３丁目３番地、最後の住所岡山市南中央町５番12―704号、死亡の場所岡山市、死亡年月日平成20年12月８日、出生の場所兵庫県三原郡南淡町、出生年月日昭和16年４月30日、職業会社員
被相続人　亡　南　　太
事務所岡山市北区富田町２丁目13番12号コートサイドビル３階あおぞら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　難波　秀明

岡山家庭裁判所